

教育長が別途定める教育部の班名及び班長並びに班員（別表3）

（高知県災害対策本部規程第4条関係）

（高知県国民保護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部規程第5条関係）

部 名	班 名	班 長	班 員
教 育 部	教 育 政 策 班	教 育 政 策 課 長	同 課 員
	教 職 員 ・ 福 利 班	教 職 員 ・ 福 利 課 長	同 課 員
	学 校 安 全 対 策 班	学 校 安 全 対 策 課 長	同 課 員
	幼 保 支 援 班	幼 保 支 援 課 長	同 課 員
	小 中 学 校 班	小 中 学 校 課 長	同 課 員
	高 等 学 校 班	高 等 学 校 課 長	同 課 員
	高 等 学 校 振 興 班	高 等 学 校 振 興 課 長	同 課 員
	特 別 支 援 教 育 班	特 別 支 援 教 育 課 長	同 課 員
	生 涯 学 習 班	生 涯 学 習 課 長	同 課 員
	特 命 班	保 健 体 育 課 長	同 課 員
	人 権 教 育 ・ 児 童 生 徒 班	人 権 教 育 ・ 児 童 生 徒 課 長	同 課 員

教育長が別途定める教育部の各班の分掌事務（別表4）

（高知県災害対策本部規程第5条関係）

（高知県国民保護対策本部及び高知県緊急対処事態対策本部規程第6条関係）

部 名	班 名	分 掌 事 務
教育部	教育政策班	1 職員の安否確認に関すること 2 事務局職員の動員・派遣に関すること 3 部内の連絡・調整に関すること 4 広報に関すること 5 法律相談に関すること 6 部内各班の主管に属しないこと
	教職員・福利班	1 教職員住宅に関すること 2 職員の健康管理に関すること 3 被災職員への支援に関すること
	学校安全対策班	1 県立・市町村立学校施設に関すること 2 部内の被害状況の情報収集に関すること 3 各班の応援に関すること
	幼保支援班	1 保育所及び幼稚園等の被災状況の情報収集に関すること 2 保育所及び幼稚園等の被災児童への支援に関すること 3 保育所及び幼稚園等の施設に関すること
	小中学校班	1 公立小学校及び中学校の被災状況の情報収集に関すること 2 公立小学校及び中学校の被災児童、生徒への支援に関すること 3 災害時における公立学校教職員の動員・派遣に関すること
	高等学校班	1 県立高等学校の被災状況の情報収集に関すること 2 県立高等学校の被災生徒への支援に関すること 3 災害時における県立学校教職員の動員・派遣に関すること
	高等学校振興班	1 高等学校班の応援に関すること 2 各班の応援に関すること
	特別支援教育班	1 特別支援学校の被災状況の情報収集に関すること 2 特別支援学校の被災生徒への支援に関すること 3 災害時における特別支援学校教職員の動員・派遣に関すること
	生涯学習班	1 所管する施設に関すること 2 各班の応援に関すること
	人権教育・児童生徒班	1 被災児童、生徒への支援（心のケア）に関すること
	特命班	（保健体育課） 1 本部長の特命事項に関すること 2 本部事務局の応援に関すること 3 各班の応援に関すること

高知県教育委員会事務局災害時動員体制

(令和5年4月1日)

高知県災害対策本部規程第12条第2項の規定により、教育委員会事務局の動員体制について、次のとおり定める。

1 風水害第2・第3・第4配備における関係課及び動員人数

関係課：風水害第2配備－教育政策課（危機管理主管課）、学校安全対策課（学校施設主管課）
風水害第3配備－教育政策課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、
高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課
（主管課、学校等関係課、施設所管課）
風水害第4配備－全 課

動員人数：風水害第2配備－本部連絡員及び学校安全対策課連絡員を含む各課員1名以上
風水害第3配備－本部連絡員1名以上、関係課は各課連絡員を含む課員1名以上
（ただし、休日・夜間等の待機は状況により判断する）
風水害第4配備－原則として課員全員

2 震災時の配備（第1～第4）における関係課及び動員人数

関係課：震災第1配備（震度4）
－学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、
生涯学習課（学校等関係課、施設所管課）
震災第2配備（震度5弱、津波警報、臨時情報（調査中））
－教育政策課、学校安全対策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、
特別支援教育課、生涯学習課（主管課、学校等関係課、施設所管課）
震災第3配備（震度5弱（被害甚大）、津波警報（被害甚大））
－全 課
震災第4配備（震度5強以上、大津波警報、臨時情報（巨大地震注意等））
－全 課

動員人数：震災第1配備（震度4）
－本部連絡員1名以上、関係課は各課連絡員を含む課員1名以上
震災第2配備（震度5弱、津波警報、臨時情報（調査中））
－本部連絡員1名以上、関係課は各課連絡員を含む課員1名以上
震災第3配備（震度5弱（被害甚大）、津波警報（被害甚大））
－本部連絡員2名、各課連絡員を含む課員2名以上
震災第4配備（震度5強以上、大津波警報、臨時情報（巨大地震注意等））
－課員全員

3 事務所等における動員体制

出先及び教育機関（県立学校含む。）の動員体制については、上記1、2に規定する各関係課において、所管する機関等の動員体制を定め、情報の伝達・確認が円滑に行えるよう整備しておくものとする。